

第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領(案)の概要

- 世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等、法人の多様な役割に応じ適切に評価。

「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方（平成26年7月24日改定）」を踏まえ、各法人の機能強化の方向性や役割に応じた適切な評価を行うことを明記。

- 国立大学法人法の改正に伴い、4年目終了時に「中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績」についても評価を実施。

国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)(抄)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)
3 (略)

- 「共通の観点」については、内容を精選し、位置付けを変更。

- ・ 各法人が共通に取り組む必要があり、かつ国立大学法人評価委員会が特に確認する必要がある事項について、取組状況を評価。

- 評価作業の負担軽減、効率化に配慮。

- ・ 平成31年度評価及び暫定評価の実績報告書並びに平成33年度及び第3期中期目標期間終了時の実績報告書は、様式を一体のものとする。
- ・ ウェイトは廃止。

- 各法人の自己点検・評価に基づき、自己点検・評価が確実に行われているかどうかを確認するとともに、その結果等を踏まえ、中期目標の達成状況を評価することについては、第3期においても踏襲。